

# バーチャル YouTuber の肖像権

## —CG アバターの「肖像」に対する権利—

○原田伸一郎 (Shinichiro Harata)

Keywords : バーチャル YouTuber、VTuber、アバター、肖像権、ファッション

### 1 目的

近年、バーチャル YouTuber (VTuber とも) と呼ばれる、生身の人間の姿ではなく、CG アバターの姿を通してインターネット上で動画配信などの活動をおこなうエンターテイナーが若年層を中心に人気を博している。一方で、VTuber に対するプライバシー侵害や誹謗中傷などの人格権侵害と思われる事例も相次いでいる。彼女・彼らはキャラクター・アバターの姿で活動し、通例、生身の姿は公にしないため、そこに自然人たる演者 (いわゆる「中の人」) が存在している事実がとくに見過ごされがちであることも、法的権利保障の障害になっていることは否めない。本研究は、その中でも CG アバターとして表現される VTuber の「肖像」に対して、その「中の人」が持ち得べき権利について、法理論的根拠を検討することを目的とする。

### 2 方法

CG アバターとして表現される VTuber の「肖像」は、一般に「著作物」に該当し、著作権・著作者人格権による保護の対象となる。一方で、それが「中の人」にとって「自己の身体の延長」「自己の人格の投影」と捉えられるのであれば、CG アバターを「肖像権」保護の延長線上に捉えることも可能かもしれない。本研究では、肖像権、パブリシティ権等に関する裁判例や学説を分析することによって、VTuber の「肖像」の保護に対して適用可能な法理論を探索する。

### 3 結果

最判平成 17 年 11 月 10 日民集 59 卷 9 号 2428 頁は、人を撮影した写真のみならずイラスト画についても人格的利益の保護対象となることを一般論として認めており、CG で表現された「AI 美空ひばり」などにも当然この法理は及ぶはずである。ただし、生身の姿を直接捉えたものとは一般に言えない VTuber の「肖像」にまで射程が及ぶかは不明である。最判平成 24 年 2 月 2 日民集 66 卷 2 号 89 頁では、人格権に由来するものとしてパブリシティ権が判例法上承認されたが、その対象が、声や特徴ある動作、さらにはキャラクターとしての姿にまで広く及ぶかは不明である。CG が著作権・著作者人格権の保護対象であることは確かだが、「中の人」本人がその著作者・著作権者ではない場合、VTuber は、自身の活動・アイデンティティの根幹とも言える CG アバターの「肖像」を自ら排他的に利用できないことになる。自然人であれば当然に有しているはずの、自らの「肖像」「外貌」をコントロールする権利が、VTuber には十分保障されにくい現状が認められる。

### 4 結論

近未来社会において、誰もが自己の分身として CG アバターを服のように着て活動する機会は増えると思われ、すでにオンラインゲームや VR 空間においては当然のようにおこなわれている。そのような社会を見据えた、新たな「肖像」の定義や保護のあり方を検討することは急務である。